

基本構想

Ⅲまちづくりの基本方針

1. 基本理念
2. えびの市の将来像
3. まちづくりの基本目標と基本施策
4. 横断的施策
5. 基本構想の体系図
6. SDGs(持続可能な開発目標)について



まちづくりの基本方針

1. 基本理念

まちづくりの主役は一人ひとりの市民です。市民と行政は、それぞれがまちづくりの担い手として主体的に活動していくとともに、お互いの信頼関係の下に協調し合い、役割を分担しながら、共通の目標の達成に向けて取り組んでいく必要があります。あわせて、持続可能なまちづくりに向けて、新しいものをつくり、受け入れるだけでなく、都市の恵まれた特性や、これまでのまちづくりの中で育んできた地域資源や個性を改めて評価し、磨きをかけ、活用していくことで、誇りと愛着あふれる市政の実現につなげていくことが必要です。

そのために、第5次えびの市総合計画まで踏まえてきた「市民憲章」及び「えびの市自治基本条例」をまちづくりの基本理念として設定し、まちづくりの主役は市民であることを基本に、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たし、これまで築いてきた相互に連携・協働する体制をより一層強固なものにするなど、柔軟なまちづくりへの取組を更に進めます。

えびの市民憲章

- 自然を守り 緑豊かなまちをつくりましょう
- 健康で明るいまちをつくりましょう
- たがいにたすけあい 楽しいまちをつくりましょう
- 教養を高め 文化のまちをつくりましょう
- みんなで栄える 住みよいまちをつくりましょう

えびの市自治基本条例 前文

えびの市は、雄大な霧島の山々と母なる川内川など美しい自然と広大な田園風景に囲まれたまちです。ここに、田の神さあをはじめ、地域ごとに特色のある伝統や文化、芸能を守り受け継いできた人々が暮らしてきました。

このかけがえのないえびの市を、市民が主体となり互いに支えあいながら、市民一人一人が幸せを実感できるまち、次世代を担う子どもたちが誇れるまちとして、引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民が互いに責任を担い、市政に市民の声が反映される協働のまちづくりが必要です。

私たちは、自らの地域を自らが築いていく地域社会の実現を目指し、ここにこの条例を定め、これをすすんで実践していきます。

2.えびの市の将来像

(1) 将来像とは

将来像とは、基本理念を踏まえ、まちづくりの方向性や将来の姿を簡明・効果的に表現したものであり、将来におけるまちづくりの意志を明らかにし、市民とともにまちづくりを進めるうえで、共通の目標となるものです。

(2) 将来像の背景

①新型コロナウイルス感染症や人口減少等の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外出をする機会が減り、地域の中で市民がリアルなコミュニケーションをとる機会が減少しています。一方で、社会全体のデジタル化が加速化しており、私たちの生活に多くの恩恵をもたらしていますが、地域の中のリアルなコミュニケーションの機会の減少に拍車をかけている側面もあります。

加えて、人口ビジョンでも示したとおり、本市では人口減少や高齢化、核家族化が進んでいます。このような状況の中で、新型コロナウイルス感染症の終息後においても、福祉や防災・減災などの観点から、地域の中で市民同士がコミュニケーションをとることの重要性は増すものと考えられます。

②市民の声

第6次えびの市総合計画の策定においては、市民意識調査や市民ワークショップを実施し、市民の思いや考えなどを集約しています。その中では、「市民が笑顔でいきいきすること」、「市の特性を生かすこと」、「この市の発展が持続すること」などの意見が多く聞かれたことから、これらを将来像に反映させが必要です。

③これまでの将来像やキャッチフレーズなど

第5次えびの市総合計画では、「大自然と人々が融合し、『新たな力』が躍動するまち　えびの～南九州の交流拠点都市を目指して～」を将来像として設定していました。

また、令和2(2020)年には市が市制施行50周年を迎えたことから、「みんなで築いた50年次に進もう新時代」をキャッチフレーズとして作成しています。

加えて、観光や移住等に関するシティプロモーションに用いるキャッチコピーとして「霧島山のめぐみめぐる　えびの」を用いており、市民への定着が見られるところです。

本計画において策定する将来像においては、これまでの将来像などに込められた思いや考えを継承していく必要があります。

(3) 将来像

これらの背景を踏まえ、第6次えびの市総合計画においては次の将来像を設定します。

えがおが交わり続けるまち ～霧島山のめぐみめぐる えびの～



えがおについて

地域における市民同士のコミュニケーションにおいては、まず「笑顔」の表情が大切です。市民の声としても「笑顔」に着目した意見が多く出されています。また、えがおを「えびの」とかけて平仮名とすることで、笑顔を含めたえびの市民の豊かで幸せな表情を想起させるものです。市民サービスの充実などにより、市民生活の向上を図ることで、「えがお」をつくりだしていきます。

交わりについて

人口減少下においては、アフターコロナを見据えながら、このような「えがお」が「交わる」場を多く創出することが必要です。市外から多くの人が本市を訪れ、「交わる」ことができるまちとして、産業・観光の振興や市内外をつなぐインフラの整備を図る思いを込めていきます。

続けるについて

本市が今後も持続的に発展し「続ける」には、市がこれまでに築き上げてきたものを次世代につなぐとともに、本市の将来を担う子どもたちや市民が、生涯にわたり学び「続ける」ことが重要だという思いを込めています。市制施行50周年のキャッチフレーズである「みんなで築いた50年 次に進もう新時代」は、これまでに本市が育んできた豊かな歴史や文化・芸能などの先人の知恵や思いを、次世代に継承し「続けて」いくという思いを込めています。

まちについて

市民の「えがお」が「交わり」「続ける」ためには、それを支える基盤となる「まち」が重要です。みんなが安心して暮らすことができるよう、行政と市民が一体となって、「まち」づくりを行う、市民協働への思い・考えを込めています。

副題「霧島山のめぐみめぐる えびの」について

シティプロモーションに用いている「霧島山のめぐみめぐる えびの」が市民に定着していることを踏まえて、副題として使用しています。主題である「えがおが交わり続けるまち」であるために、霧島山が本市に恵む大自然などの資源を大切にしながら、最大限に活用していくことの重要性を示すものです。

(4) 将来像が目指す具体像

将来像として掲げる「えがおが交わり続けるまち」を実現させるためには、これまで取り組んできた南九州の中心としての地の利を生かしたまちづくりを継続させる必要があります。

また、第5次えびの市総合計画期間である10年間において、道の駅えびののオープンやえびのインター産業団地の造成が完了するなど、人や経済の動きを活性化させるための環境も整っています。

そこで、将来像を実現させるための具体像として、第5次えびの市総合計画の副題として定めた「南九州の交流拠点都市」を引き続き目指すこととします。

3.まちづくりの基本目標と基本施策

第6次えびの市総合計画においては、将来像を実現するため、4つの基本目標を設定します。基本目標は、将来像「えがおが交わり続けるまち」を受けて、大きな行政分野ごとに「えがお」「まじわり」「つづける」「まち」の4つとして設定します。

また、この4つの基本目標を実現するため、それぞれの基本目標に紐づく26の基本施策を策定します。基本施策は、条例で定められた市役所の組織機構(各課・事務局等)ごとに策定することにより、市民にとって分かりやすく、行政にとっては責任箇所を明確化した、これまでにない実行性のある総合計画とします。

このことにより、各施策や事業のより具体的なチェックや改善が市の予算とつながります。今後は必要に応じて単年ごとの総合計画のマイナーチェンジを重ねることで、組織を横断して取り組んでいくことが効果的な内容などは、場合によっては組織機構改革と連動した具体的な取組につなげます。

基本目標1　えがお　【市民生活】

健康・医療・福祉・子育てなど市民生活を支えるサービスを充実させることで、市民の皆様の「えがお」をつくります。

- 全ての市民が、公平に義務を果たすとともに、生涯にわたって健康に恵まれ、明るくいきいきとした生活を送ることができるまちを目指します。
- 保健・医療・福祉サービスと地域の支え合いにより、病気や障がい、要介護状態など支援が必要になっても安心して暮らすことができるようになります。
- 夢と希望を持って子どもを産み育てることができ、全ての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援できるようにします。

基本施策1	子育てしやすい環境づくり	【こども課】
基本施策2	健康でいきいきと暮らせるまちづくり	【健康保険課】
基本施策3	介護サービスの充実と介護予防の推進	【介護保険課】
基本施策4	地域福祉の充実	【福祉課】
基本施策5	市立病院の充実	【市立病院】
基本施策6	人と環境にやさしい施策の推進	【市民環境課】

基本目標2 まじわり 【産業・インフラ】

本市の魅力を生かした農業や観光などの産業振興や道路などのインフラの整備などにより、交流拠点都市として、多様な人々が「まじわる」ことのできるまちづくりを行います。

- 本市の誇る農畜林業、歴史・文化、自然環境などの地域資源や地理的特性などを生かし、活力に満ちた経済活動が展開され、多様な雇用の機会を創出することができるようになります。
- 本市の道路・橋梁や河川などインフラを計画的に整備し、南九州の交流拠点の要所とすることを目指します。

基本施策7	観光商工業の活性化	【観光商工課】
基本施策8	企業立地の推進	【企業立地課】
基本施策9	農業・畜産業の活性化	【畜産農政課】
基本施策10	農地利用の最適化	【農業委員会事務局】
基本施策11	農林業基盤維持・整備の推進	【農林整備課】
基本施策12	道路ネットワークの整備及び道路施設・河川の適切な維持管理	【建設課】
基本施策13	安全で安心な水道水の安定供給	【水道課】

基本目標3 つづける 【教育】

将来にわたり、本市の魅力が輝き「つづける」ため、本市の次世代を担う子どもたちや市民が生涯にわたって学んだり、スポーツに親しんだりできる環境を整えます。

- 次世代を担う子ども一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立していくことができるようになります。
- 教育関係機関等の連携体制を強化し、学ぶ意欲、高い自己肯定感、相手を思いやる気持ちなど、子どもたちの生きる力を育みます。
- 市民がそれぞれのライフステージに応じて、教養や生活文化、健康・体力を向上できるよう、自発的に生涯にわたって学んだり、スポーツに親しんだりできる環境を整えます。
- 市民が地域の歴史や文化、伝統芸能に親しみ、その保護と活用が両立するよう取組を進めます。

基本施策14	学校教育の充実	【学校教育課】
基本施策15	生涯にわたる学びの支援と文化・スポーツの振興	【社会教育課】

基本目標4 まち 【市民協働・行政経営】

本市が、みんなが安心して暮らし、将来にわたって持続可能な「まち」となるよう、行政と市民が一体となって、「まち」づくりを行うとともに、行政経営を高度化します。

- 全ての市民が、自然災害や生活などに不安を感じることなく安全・安心に暮らすことができるこれがまちづくりの基本です。いつまでも安心して暮らしていくことができるよう、みんなで協力し合い、ともに支え合います。
- 地域における共通課題の発見等を通じて、楽しく、共感し、義務ではなく生きがいとして、お互いを支え合える基盤をつくります。
- 行政サービス等の現状を整理し、公と民のパートナーシップとして、新たな公民連携のあり方を検討します。

基本施策16	市民協働によるまちづくりの推進	【市民協働課】
基本施策17	安心安全の確保	【基地・防災対策課】
基本施策18	市有財産の有効活用	【財産管理課】
基本施策19	市に関する総合的な企画立案	【企画課】
基本施策20	市役所内外の公正・適正維持	【総務課】
基本施策21	選挙の適正管理	【選挙管理委員会事務局】
基本施策22	効率・効果的な財政運営	【財政課】
基本施策23	税収確保の推進	【税務課】
基本施策24	公金の適正な管理	【会計課】
基本施策25	市役所の活動の正確性・妥当性のチェック	【監査委員事務局】
基本施策26	市議会の適正運営	【議会事務局】

4. 横断的施策

基本施策は、条例で定められた市役所の組織機構（各課・事務局等）ごとに策定していますが、各所属が連携し、市として重点的・分野横断的に取り組むべき施策を「横断的施策」として、以下の3つを位置づけます。

なお、横断的施策の内容については、基本施策の中で、各所属が取り組む施策について記載しています。

1. 新興感染症の対策

- 市民に対し新興感染症に係る情報を正確かつ迅速に提供します。
【基本施策2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり】
- 新興感染症に係る関係機関や関係団体と情報の共有及び連携を図ります。
【基本施策2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり】
- 行政と市立病院をはじめとする市内各医療機関が連携し、円滑なワクチン接種など新興感染症への体制を構築します。
【基本施策2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり】【基本施策5. 市立病院の充実】
- アフターコロナを見据え、地域経済の回復に向けて、商工業支援を更に推し進めます。
【基本施策7. 観光商工業の活性化】

2. 教育移住の推進・飯野高等学校支援

- 本市独自の教育施策（少人数学級及び幼保・小・中・高一貫教育）や教育環境を充実させ、その情報発信を市内外に行ってきます。
【基本施策14. 学校教育の充実】
- 飯野高等学校の魅力を更に向上させるための施策（学力向上支援、奨学金給付、遠距離通学者通学費支援など）を行います。
【基本施策14. 学校教育の充実】
- 飯野高等学校の全国枠受入れを推進するため、下宿の補助や更なる寮の環境整備などに取り組みます。
【基本施策19. 市に関する総合的な企画立案】

3. 地域商社（仮）の設立

- 本市で農業をしたいと考える人と農家や遊休施設等のマッチング支援をはじめ、農業に関する総合的な支援のための体制づくりを目指すとともに、農畜産物や観光などの地域資源を生かして地域に人やお金を呼び込むための地域商社（仮）を見据えて推進します。
【基本施策9. 農業・畜産業の活性化】
- 稼ぐ観光を目的として、観光をはじめ他分野の事業者等と連携を図り、観光地域づくりの舵取り役を担う組織づくりを進めます。
【基本施策7. 観光商工業の活性化】
- 関連する課・事務局及び関係機関と連携を図りながら、地域商社（仮）の設立に向けて取り組みます。

5. 基本構想の体系図

【第6次えびの市総合計画(令和4(2022年度)～令和11(2029)年度】



6. SDGs(持続可能な開発目標)について

(1) SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年を期限とする、17の貧困や飢餓の根絶・福祉の推進などの開発目標が掲げられ、国際社会全体の課題として取り組まれているものです。

平成27(2015)年までを計画期間としていた発展途上国向けの開発目標「MDGs(ミレニアム開発目標)」の後継として採択されたSDGsは、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。また、本市が抱える人口減少、高齢化といった課題に対する取組を進める中、国のSDGs推進本部が定める実施指針の「今後の推進体制」において、自治体は「各種計画への反映として、様々な計画にSDGsの要素を反映すること」、「文化、風土、組織・コミュニティなど様々な地域資源を活用し、持続可能な社会を形成する『地域循環共生圏』の創造に取り組むなど、自治体における多様で独自のSDGsの実施を推進すること」が期待されています。このため、SDGsの理念(「誰一人取り残さない」社会の実現)を踏まえ、SDGsを原動力とした地方創生の推進や課題解決に向け、第6次えびの市総合計画においてもSDGsの目標を位置づけることとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



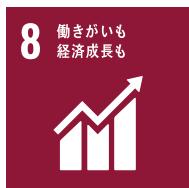
5 ジェンダー平等を実現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう

(2) 17の目標と自治体に求められる役割

SDGsの目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、グローバルな規模で国家として取り組むべきものなどが多く含まれることから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情に合わせて落とし込む作業が必要です。一般財団法人建築環境・省エネルギー機構は、それぞれの目標に対し、自治体行政が果たし得る役割を「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)－導入のためのガイドラインー」で下表のように整理しています³。

目標(Goal)	説明 ⁴	自治体が果たしうる役割
1 貧困をなくそう 	【貧困】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	【飢餓】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	【保健】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	市民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も市民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって市民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。
4 質の高い教育をみんなに 	【教育】全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	【ジェンダー】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。	自治体による女性や子どもなどの弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるため行政職員や審議会委員などにおける女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	【水・衛生】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	安全で清潔な水へのアクセスは市民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大重要な責務です。

3:国際的な自治体の連合組織であるUCLG(United Cities & Local Governments)が示した内容を日本語訳したもの

4:外務省が日本語訳したもの(関係各省庁においても同訳を引用)

目標 (Goal)	説明	自治体が果たしうる役割
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	【エネルギー】 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	公共建築物に対して率先して省／再エネを推進したり、市民が省／再エネ対策を推進する際に補助を出すなど、安価かつ効率的に信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等をなくそう 	【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	包摂的で、安全な、強靭で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。
12 つくる責任つかう責任 	【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることができます。
13 気候変動に具体的な対策を 	【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

目標(Goal)	説明	自治体が果たしうる役割
15 陸の豊かさも守ろう 	<p>【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	<p>【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	<p>【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

